日米両国の行政ホームページ利用の進展 - 三年目の動向と課題 -

土屋 大洋

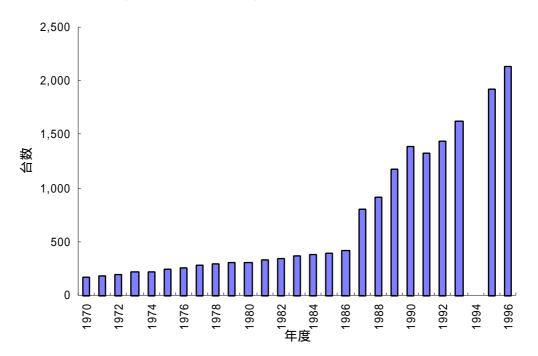
- 1 行政情報化の三段階
- 2 日米両国の行政ホームページの数量的動向
- 3 行政ホームページの内容
 - 3.1 調查項目
 - 3.2 1997年6月の日本の中央省庁のホームページ
 - 3.3 1998年5月の日本の中央省庁のホームページ
 - 3.4 1998年5月の米国の連邦各省のホームページ
- 4 行政ホームページの課題

社会全体の情報化の波は行政機関にも押し寄せている。コンピュータ導 入数の増加によって、行政機関内での情報の電子媒体での保存が進むとと もに、ネットワーク化に伴う情報共有が行われ始めている。例えば1997年 からは霞が関WANと呼ばれる省庁間ネットワークが稼働している。行政情 報化にはいくつかの側面があるが、情報の提供・公開に限るとすれば、こ うした行政内部での情報化を「第一段階の行政情報化」と呼ぶことができ る。そして、外部向けの広報活動への情報技術の活用は「第二段階の行政 情報化」であるといえよう。例えば、CD-ROMやパソコン通信、インター ネット・ホームページの利用である。こうした情報の「提供」をさらに越 えて、米国の連邦政府は情報の「公開」もインターネットを介して行うと いう「第三段階の行政情報化」へと進んでいる。日本では、中央省庁レベ ルでの情報公開法が1998年5月現在国会で審議中ということもあり、「第三 段階の行政情報化」への対応は進んでいないが、「第二段階の行政情報化」 への対応は、1996年以降、急速に進んでいる。国際大学GLOCOMでは1996 年3月、1997年3月、1998年3月の3回にわたって、日米両国の行政関連ホー ムページの数量に関する調査を行った。その結果、米国だけでなく日本の 省庁のホームページも急速な勢いで増加し、整備されていることが分かっ た。また、1997年6月と1998年5月には日本の省庁のホームページの内容に ついても調査を行い、内容についても大幅な進展が見られたが、いくつか の問題点も見られた。これらの調査結果を、米国の各省のホームページの 内容に関する1998年5月の調査と併せて、紹介することにしたい。以下、ま ず行政情報化の三段階について定義した後、数量調査、内容調査の結果を 示し、行政のホームページの課題とは何かについて考察することにしたい。 なお、本文中で言及したホームページの内容は1998年5月10日現在のもので ある。

1 行政情報化の三段階

情報化には、迅速な決定を促すなどいろいろな側面があるが、行政情報の電子化にともなう行政情報の提供・公開という側面から考えてみると、三つの段階で行政の情報化を定義することができる。まず「第一段階の行政情報化」とは、コンピュータ導入、情報・記録の電子媒体での保存・蓄積、ネットワーク化に伴う情報の共有などの、行政内部での情報化である。図 1は、総務庁が発表した、国の行政機関における周辺機器を含む買取(換算)額が1千万円以上のコンピュータの導入台数である。日本において情報化が議論されるようになったのは1960年代後半だといわれているが、これを見ると、行政におけるコンピュータの情報化が急速に進展したのは1980年代後半であることが分かる。また、1997年1月からは霞が関WANが稼働し、省庁間の電子情報の共有、データベースの相互接続が始まっている。

図1 国の行政機関における周辺機器を含む買取(換算)額が1千万円以上のコンピュータの設置台数の推移(1970年度~1997年度)



注:総務庁行政管理局「平成8年度行政情報化基本調査結果報告書」(1997年5月)32ページを基に作成。ただし、国立学校における設置台数を除く。1994年度はデータなし。

	表4 日本の中央省庁レベルの主な情報化施策								
年	月	施策							
1994年	2月	「今後における行政改革の推進方策について」閣議決定							
	7月	ナポリ・サミットでの「情報社会に関するG7閣僚会合」の開催を 決定。							
	8月	閣議で「高度情報通信社会推進本部」設置を決定							
	8月	「高度情報通信社会推進本部」設置決定を受けて通産省が熊野英昭事務次官を本部長とする情報化推進本部を設置し、合わせて機械情報産業局内にマルチメディア政策室と情報国際協力室を新設							
	8月	首相官邸のホームページ開設							
	8月	高度情報通信社会推進本部(本部長・村山首相)が学者や経済 人、労働組合幹部ら十二人からなる有識者会議を設置							
	12月	高度情報通信社会推進本部(本部長・村山富市首相)の有識者会 議が同本部に意見書提出							
	12月	行政情報化推進基本計画。「国の行政期間を対象」とし、「95年度を初年度とする5カ年計画」で推進すること、全25省庁が「各省庁別基本計画」を策定することなどを決定。							
1995年	2月	ナポリ・サミットで「情報社会に関するG7閣僚会合」開催。「政府オンライン」プロジェクト実施を決める。							
	2月	高度情報通信社会推進本部(本部長・村山富市首相)が「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」を正式決定							
	3月	「行政情報化推進共通実施計画」を行政情報システム各省庁連絡会議に置いて了承。先行7省庁(警察庁、総務庁、経済企画庁、環境庁、厚生省、通商産業省及び郵政省)が平成6年度内に各省庁別計画を策定。							
	8月	霞ヶ関WANに関する基本方針明らかになる							
	12月	「各省庁別基本計画」策定完了							
1996年	3月	「行政情報化推進共通実施計画」改訂(95年3月24日策定)							
	6月	高度情報通信社会推進本部制度見直し作業部会報告書。「高度情報通信社会推進本部」(本部長・橋本首相)の制度見直し作業部会が、法令によって民間に義務付けた書類の保存や各種の申告・申請手続きを、電子データや電子化で行うことを容認する報告書をまとめる。							
	8月	「高度情報通信社会推進本部制度見直し作業部会報告書(概要)」が内閣官房内閣内政審議室より出る。							
1997年	1月	霞ヶ関WAN運用開始。「霞が関WANの運用開始について」が総 務庁行政管理局より出る。							
	3月	内閣官房内閣内政審議室「高度情報通信社会推進本部制度見直し 作業部会報告書 フォローアップ」							

行政機関内部だけではなく、外部の国民とのコミュニケーションの改善に情報技術を応用することが、「第二段階の行政情報化」である。例えば、行政から国民への情報の流れてとして、CD-ROMでの白書の出版や、パソコン通信、インターネットによる情報提供・広報活動がある。また、国民から行政への情報の流れとして、電子メールによる意見送付や電子ファイルによる許認可申請や各種書類提出が考えられる。

そして、情報「提供」だけでなく、情報「公開」も電子的な媒体を介して行うのが、「第三段階の行政情報化」である。情報公開制度は、国民の知る権利に基づき、国民が行政機関に情報の公開を求め、これに応ずることを行政機関の義務とする制度であり、行政の自主的な情報提供・広報活動とは一線を画するものである。情報技術が広く普及する以前は、こうした情報公開は紙媒体の文書で行われるのが当然であった。しかし、第一段階、第二段階の行政情報化が進んできた結果、電子媒体の情報・記録も情報公開の対象とし、かつ、電子的な媒体・手段での公開を認めるようになってきたのである。米国で1996年に成立した「電子情報自由法改正(Electronic Freedom of Information Amendments、以下EFOIA)」は、第三段階の行政情報化の先例であるということができる。日本では中央省庁レベルでの情報公開法案が1998年5月現在、国会で審議中であり、成立には時間を要する。よって、日本の行政機関はいまだ第二段階の行政情報化にとどまっている。

第二段階にとどまっているとしても、日本での行政の情報化への動きはすでに 1993年頃から検討が始まっており、1995年半ば以降のインターネット・ブームを 先取りしていたということが言えるだろう。しかし当時の情報化をめぐる議論に は「インターネット」という言葉は聞かれなかったことからすると、現在のよう な形の情報化の波を行政が予測していたわけではない。しかし、1993年11月に米 国の主要メディアが日米比較のデータをあげつつ、日本の情報化の立ち遅れをいっせいに書き立てたことによって状況は一変したという¹。

1994年8月になると、内閣に「高度情報通信社会推進本部」や有識者会議が設置され、翌95年2月には「高度情報通信社会推進の基本方針」が発表された(表1参昭)

さらに、1995年頃を境に社会全体が変化してきた。マイクロソフト社のOS、ウンドウズ95が11月に発売され、コンピュータの価格低下も相まって、オフィスや家庭へコンピュータが普及していった。そして、それまで主に研究者が使っていたインターネットが商業化へのステップを歩み始め、いわば「インターネット・ブーム」が到来したのである。

当初のインターネット・ブームの注目は、「モザイク(Mosaic)」と呼ばれる ワールド・ワイド・ウェブ・ホームページ(以下、「ホームページ」と略)のブ ラウザであった。モザイクはイリノイ大学が無料で配布したために急速な勢いで 普及した。やがて「ネットスケープ・ナビゲーター(Netscape Navigator)」とい うブラウザが配布されるに至ってインターネットといえばホームページという状 況になった。

¹ 公文俊平「日本の情報革命 - - 個人的体験を通して見た - - 」 < http://www.glocom.ac.jp/lib/kumon/97/9712bit.html > (1998年5月2日)

またもう一つ、インターネット利用を促進したのが、電子メールであったことは言うまでもない。パソコン通信の利用者はそれぞれ閉じたネットワークの中で電子メールを利用していたが、各ネットワークがインターネットに相互接続されることにより、利用価値が高まってきた。大学や企業も電子メール・アカウントを発給するようになり、インターネット・サービス・プロバイダーも登場してきた。

当然、こうした技術を行政にも活かせないかということになる。各省は、行政情報化計画に沿う形で、白書のCD-ROMでの発行やパソコン通信での情報提供、そして、インターネットでの情報提供を始めた。表 2は主要省庁のホームページの開設時期を示している。

行政のホームページは、漫然と拾い読みするというよりも特定の情報を求めて見ることがほとんどである。一般的にホームページの利点は、時間や空間の制約にとらわれないで済むことである。つまり、好きなときに好きなところから情報を得られるということである。行政の手続きについて知りたいときに、従来ならば、行政機関の受け付け時間内に電話で尋ねたり、書類を郵送してもらう、直接訪問するということが必要だった。しかし、もしその情報がホームページ上にあれば、東京から離れた都市から真夜中にでも情報を得ることができる。よって、行政のホームページの役割とは、国民が求める情報を、できるだけ多く、わかりやすい形で提供するということにあると言えるだろう。

表2 三	表2 主要省庁のホームページ開設時期									
年	月	省庁								
1994年	8月	首相官邸								
	9月	郵政省								
1995年	4月	通産省								
1996年	1月	農林水産省								
	3月	文部省								
	4月	外務省								
	5月	運輸省、大蔵省								
	6月	国立国会図書館								
	7月	厚生省、建設省、防衛庁、総理 府、法務省								
	9月	総理府								
	10月	法務省								

2 日米両国の行政ホームページの数量的動向

国際大学GLOCOMでは、1996年3月、1997年3月、1998年3月に、日米の行政ホームページの数量的動向について調査を行ってきた²。調査対象は日米それぞれの中央政府(連邦政府)レベルでの行政関連ホームページである。これには主要省庁だけでなく、その内部の部局や関連機関もカウントされており、全て一つとした³。

URLで見た場合、日本では「go.jp」で終わるものの他にも関連団体として「or.jp」で終わるものも含まれている。米国の場合は、「.gov」で終わるものの他、軍事関連の「.mil」や非営利組織の「.org」、あるいは教育機関内の連邦政府関連のプロジェクトで使われている「.edu」を含む。また、商用プロバイダーに間借りしていると思われる「.com」で終わるものもわずかながらあった。

このような行政(関連)機関のホームページのリストは、Yahoo! (<http://www.yahoo.com>あるいは<http://www.yahoo.co.jp>) などのディレクトリー・サービスを利用した他、政府内部のリンク・ページを丹念に追うことによって作成した。これらのリストやホームページ数は完全なものとはなり得ない。日米ともに政府のホームページは毎日変化し、成長していっているからである。そのため、数千以上もあるホームページの「完璧な」リスト作りは不可能であると言えるだろう。しかし、このような調査は、ホームページが常に進化・成長しているからこそ意味のあるものである。なぜなら、過去に遡ってその時にどのくらいのホームページがあったかを調査することは不可能だからである。よって、このような調査は行政関連のホームページのスナップ・ショットとも言うべきものであり、その積み重ねによってますます資料的価値は高まるものと言える。

1996年3月、1997年3月、そして1998年3月の日米の行政関連ホームページの総数を示したのが表3であり、それをグラフ化したのが図2である。まず、1996年3月の日本は、127の政府関連ホームページしかなかった。首相官邸のホームページでは首相談話や施政方針演説、人事院発表の国家公務員採用試験情報などが提供されていた。しかし、主要なところでは大蔵省や運輸省、法務省、文部省、労働省などが公式ホームページを持っていなかった(表2参照)。

一方、1996年3月の時点で、米国では既に主要省庁のホームページが出そろい、 特にホワイトハウスの充実ぶりは、クリントン政権が情報通信政策に力を入れて

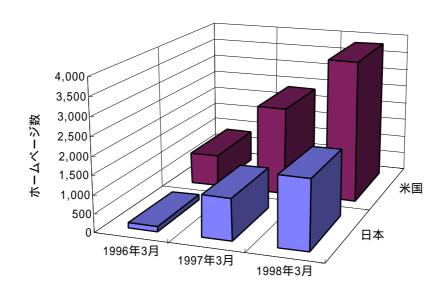
² 国際大学GLOCOMのプロジェクト「JapanARC」のホームページhttp://www.glocom.ac.jp/arc/hwa/index.html>を参照。また他に、行政のホームページについての研究としては、以下のものを参照。鈴木直義、青山知靖「行政機関の情報化とインターネット(1)」静岡県立大学経営情報学部紀要『経営と情報』第9巻2号、1997年3月,pp. 5-14。高田穹伸「官庁・企業のインターネット発信 - お知らせ中心、なお発展途上 双方向性など生かしきれず - 」『朝日総研リポート』/www.asahi.com/paper/aic/clipping/index.html>(1998年5月3日)

³ 各行政機関はそれぞれ数多くのホームページを持っているが、それらをひとまとめにして各行政機関の「サイト(site)」と呼ぶこともある。本調査はそのサイト数を調べたものである。

いることを如実に示すものであった。この時の日米間の格差は約7倍であり、量・ 内容ともに大きく水をあけられていたということができる。

表3 日米政府関連WWWホームページの増加									
日本 米国 米国/日本									
1996年3月	127	886	6.98						
1997年3月	1,112	2,389	2.15						
1998年3月	1,823	3,836	2.10						
1997 / 1996	8.76	2.70	-						
1998 / 1997	1.64	1.61	-						

図2 日米両国政府のホームページ数の推移



しかし、1997年3月の調査結果では両者の差は縮まってくる。日本の方は8.76 倍という勢いで増加し、米国も2.7倍の伸びを示したが、両者の格差は6.98倍から 2.15倍まで縮まった。1996年3月の時点で公式ホームページを持っていなかった 日本の主要官庁も1997年3月には全て揃い、その内部部局、関係機関もホームページを持つようになった。それが日本の増加の大きな理由であろう。

1998年3月になると、日米両国ともに伸び率が鈍ってきた。それぞれ、前年と比べて1.64倍、1.61倍にとどまり、1996年から1997年にかけて特に日本で見られ

た急速な増加は峠を越えた。両国の伸び率に大差がなかったため、両国の格差も2.15倍から2.10倍とあまり変化がなかった。しかし、見方によっては、以前として、前年度比6割増は急速な増加といえる。

日本の省庁別のホームページ数の増加の様子を示したのが図 3である。これを見ると1996年から1997年にかけて大きくのびたのは科学技術庁と通商産業省、建設省、郵政省、厚生省であった。農林水産省は96年にすでに最も多くホームページを持っていたため伸びとしては小さくなっている。科学技術庁が多くなっているのは研究プロジェクトや開発グループなど小さな組織単位でホームページを持っているからで、通産省の場合は工業技術院関係が充実しているためである。また建設省は各地の建設局や研究室が多かった。

1997年から1998年にかけては、郵政省、労働省、科学技術庁で減少が見られたが、他の省庁では増加した。特に増加が著しいのは、文部省、通産省、厚生省、自治省などであろう。文部省は、1997年の調査ではリンクされていなかった国立学校などのリンクを整備したことが大きい。

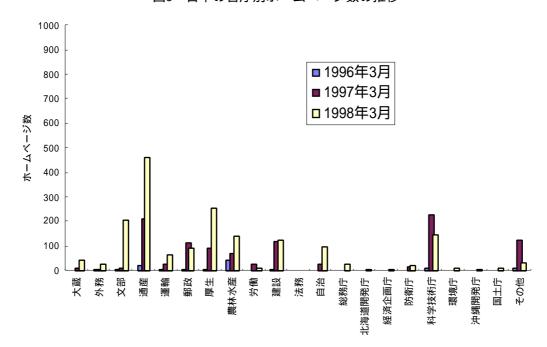


図3 日本の省庁別ホームページ数の推移

一方、米国側の伸びは、軍関係のホームページの伸びに支えられている(図 4)。 国防総省のホームページは1996年から1997年にかけて減少したものの1998年には 前年並みとどまり、軍全体の中で占める割合は小さい。しかし、陸軍、空軍、海 軍、海兵隊それぞれが急激な伸びを示しており、全体を引き上げている。1996年 3月では軍関係の全体に占める割合は32.1%だったが、1997年3月には63.9%にな り、1998年3月ではやや下がって58.7%になっている(日本は1996年3月は0.8%、 1997年3月は1.4%、1998年3月は1.3%)。このような軍関係のホームページの増 加の要因は、部隊ごとあるいは基地ごとのホームページが開設されていることに ある。例えば、空軍のホームページの一つとして横田基地のホームページがある
このような背景には、冷戦終結以後、軍備縮小を求める世論に対して、軍の存在意義を強調するとともに、透明な軍をアピールするねらいがあるのだろう。

軍関係以外の省庁は、内務省を除いて200を超えるところがない。1996年3月から1997年3月にかけて顕著な伸びを示したのは住宅・都市開発省ぐらいであった。1998年3月にかけては、内務省の伸びが大きく、他には、NASA、NSF、教育省などの教育・科学技術関係と、国務省が大きな伸びを示している。

そこで、日米それぞれの軍関係のホームページ数を差し引いたものが表 4と図 5である。図5を見て分かるとおり、軍関係以外のホームページの数は1997年3月では日米で逆転してしまい、この傾向は1998年3月にも見られる。これを見る限り、日本政府の情報化は急速に進んだということが言えるであろう。

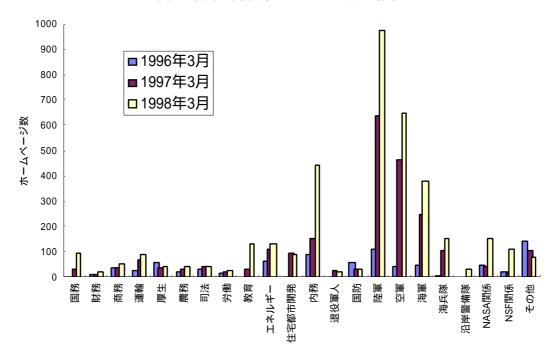
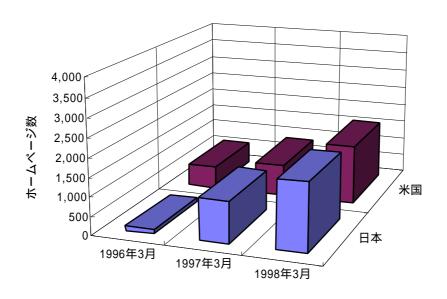


図4 米国の省庁別ホームページ数の推移

表4 軍関係を除いたホームページ数										
日本 米国 米国 / 日本										
1996年3月	126	602	4.78							
1997年3月	1,096	863	0.79							
1998年3月	1,799	1,586	0.88							
1997 / 1996	8.70	1.43	-							
1998 / 1997	1.64	1.84	-							

図5 軍関係以外のホームページ数の推移



3 行政ホームページの内容

3.1 調査項目

前節の数量的な動向を見る限り、米国における政府関連ホームページは軍関係を中心に増えており、数の上では、日本の中央省庁のホームページの方が充実しているように見える。しかし、ホームページの数と内容は必ずしも一致しない。

内容で見た場合、どのようなことが言えるであろうか。

日本政府のホームページの内容を検証するため、10のチェック・ポイントを設定し、20の主要ホームページを調べた。日本の中央省庁については1997年6月と1998年5月に行った。チェック・ポイントは以下のようなものである。

1. 新着情報のページやリンクはあるか

ホームページ内容が常に最新のものになっているかどうかを判断するには 最終更新日を示すと同時に最新情報を明示するとわかりやすい。

2. 報道発表のページやリンクはあるか

これまで官庁の動向を知るにはマスメディアに頼らざるを得なかったが、ホームページによって個人も主体的に官庁の情報を集められるようになる。 そのためには報道発表も遅滞なくホームページにも掲載されるべきである。

3. 必要な文書をすばやく見つけるための「検索エンジン」はあるか

ホームページは書籍に比べて一覧性に欠けるところがあるが、検索機能を付けることによって、目的の情報がホームページ上に存在するかどうかがすぐに分かると同時に、存在すればそれにすばやくたどり着くことができる。また迷路のようなリンクをたどらずに済む。

4. 統計データは入手できるか

行政機関は各種の統計データを収集・蓄積しているが、これを有効活用する仕組みが必要である。

5. 他の政府機関へのリンクはあるか

ホームページの大きなメリットの一つはハイパーリンクにある。情報を有機的に結びつけることによって、さらに便利なものになる。

6. 対応する英語のホームページを持っているか

ホームページは、海外から情報を求める人々にとっても便利なものである。 第一義的には日本語であるべきだが、海外へのアピールも含めて英語での 情報発信が求められる。

7. 許認可情報はあるか

省庁によっては関係ない場合もあるが、より透明度の高い政府を目指すためには、許認可や基準が明示されている必要がある。

8. 審議会情報はあるか

政策決定過程において審議会は重要な役割を果たす場合があるが、時に密室での政策決定になりかねない。審議会での審議内容も国民の関心の的である。

9. 連絡を取るための電子メール・アドレスはあるか

ホームページ上の情報について不明な点がある場合や、さらに情報が欲しい場合、要望がある場合など、電子メールですぐに通信できれば便利である。

10. 白書の電子版はあるか

多くの省庁が白書を出版しており、CD-ROM化もされている。CD-ROMの電子データをホームページ用に転換し、広く普及させることができるはずである。

米国の連邦(中央)省庁のホームページについても同様の調査を行ったが、項目についてはそのまま当てはめられないものもあるので、以下の9項目とした。 1、2、3、4、5、6、9については日本の省庁の調査項目にも同じものがある。7と8については米国省庁に独自の調査項目である。

- 1. 新着情報のページやリンクはあるか
- 2. 報道発表のページやリンクはあるか
- 3. 必要な文書をすばやく見つけるための「検索エンジン」はあるか
- 4. 統計データは入手できるか
- 5. 他の政府機関へのリンクはあるか
- 6. 許認可情報はあるか
- 7. FOIAに対応するページはあるか
- 8. GPRAに関する文書が公表されているか
- 9. 連絡を取るための電子メール・アドレスはあるか

7のFOIAとは、情報自由法(Freedom of Information Act)のことで、FOIAは、1996年に成立した「1996年電子情報自由法改正(Electronic Freedom of Information Amendments)」によって改正を受けた。この改正法は、政府情報の請求者が電子媒体で情報を受け取ることを認めると同時に、政府機関が持つ電子データも情報公開の対象となるということを確認するものである。これを受けて、米国の連邦政府機関は、FOIAに対応するホームページを用意することが義務づけられているため、それがどれくらい進んでいるかをチェック項目の一つとした。

また、8のGPRAとは、「Government Performance and Result Act of 1993」のことで、これによって連邦政府機関は、それぞれの戦略計画の中に、達成すべき目標と、その目標が達成されたかどうかを判断できる具体的な指標を盛り込まなくてはいけなくなった。1997年9月30日がその戦略計画書の提出期限で、その前後から「Performance Plan」あるいは「Strategic Plan」などの項目で各省庁のホームページに計画書が見られるようになった 4 。これもチェック項目の一つとした。

3.2 1997年6月の日本の中央省庁のホームページ

表 5は、1997年6月現在の日本の中央省庁のホームページを調べたものである。ほとんど全てのホームページが「新着情報」のページを持っている。「何が新しい情報なのか」という情報は省庁の動きを観察しているものにとっては、それだけで透明性が高まったと感じることができる。

しかし、大きな問題は調査対象のほとんど全てのホームページが文書検索機能を持っていなかったことである。つまり、ユーザーが必要とする文書がホームページにあるかどうかが簡単にわからないということである。たとえあるにしてもそ

⁴ Ishida, Kazuharu. <KAzuharuIshida@classic.msn.com> "RE:hello." 6 Nov. 1997. Personal e-mail. (6 Nov 1997).

れを見つけるのに時間がかかるだろう。さらには、ユーザーは政府があらかじめ 用意した恣意的なリンクをたどらなければならないということを意味する。

11のホームページが何らかのデータ表やグラフを持っていた。また、ほとんど全てが外部の政府機関へのリンクを持っていた。しかし、そのようなリンクは本当の意味でのハイパー・リンク(Hyper Link)ではない。つまり、そのようなリストは単にリスト化されているだけであり、文脈の中におかれているのではない。政府省庁・機関は他の政府機関にどのような情報があるかを共有していない。

ホームページが世界規模でアクセス可能であるとすれば、それは海外のウォッチャーにとって情報源となりうるだろう。ほとんど全てのホームページが英語のホームページを持っているが、たいてい日本語のホームページとは内容が異なる。英語のホームページを持っていなくてはならないということではない。なぜならそれらは日本政府のホームページであり予算も限られていることからである。しかし、もし時間と予算が許すならば便利で意味のある英語のホームページも同様に導入すべきである。

表 6 日本の政府ホームページの内容(1997年6月)										
	新着情報	報道 発表	検索 機能	データ	その他 の機関 へのリ ンク	英語の ページ	許認可 情報	審議会情報	電子 メール	電子版白書
首相官邸										
外務省			*							
大蔵省										
通商産業省										
郵政省										
運輸省										
厚生省										
農林水産省										
法務省										
労働省										
文部省										
建設省										
自治省										
環境庁										
科学技術庁										
経済企画庁										
防衛庁										
国土庁										
警察庁										
総務庁										
注: *は	英語ページ	ジのみ。こ	この表は1	997年6月	現在。					

もっとも必要とされているのは許認可情報と審議会情報であろう。規制緩和は 共通のキーワードとなっているがまだ多くの規制が存在する。日本でビジネスを 行うためには許認可が必要なことがある。しかし、実際には、ホームページには ほとんど情報がなかった。

審議会はしばしば日本の政策過程において重要な役割を演じる。実質的な議論は国会ではなく省庁や審議会で行われることも多い。多くのホームページが審議会の議論やその要約を載せている。しかし審議会情報の最も重要な部分はしばしば削除されているように見える。審議会では活発な議論の結果、一般に公表するには問題のある内容もあるという指摘にも一理ある。しかし、できる限りの情報公開のための努力は成されるべきである。

ホームページを見た人が政府側とコンタクトをとるための政府側の電子メール・アドレスは多くのホームページで載せてあり、電子メール・アドレスだけではなく、直接コメントを送れるコメント入力フォームも見られた。

総務庁によれば12の省庁が1997年2月現在でCD-ROM版の白書を持っていた。 11の省庁が、たいていは要約版のみだが、ホームページ上で見られるようにして いた。

3.3 1998年5月の日本の中央省庁のホームページ

1997年6月の調査では不満の残る結果になったが、1998年5月に同様の基準で調査した結果、多くの省庁のホームページで改善が見られた。表 6は1998年5月現在の日本の中央省庁のホームページの内容についての調査結果を示したものである。

この表を見ると、まず、郵政省、運輸省、厚生省、環境庁では全項目に がついた。省庁の所轄内容によって がつかない項目があり、許認可や審議会など全部の項目がどうしても埋まらない省庁があることは確かだが、全部の項目が埋まった省庁が1997年6月には全くなかったことを考えれば、充実してきたことが分かる。

ほとんどの省庁が用意している項目としては、新着情報(20省庁中17省庁)、 報道発表(20省庁中18省庁)、その他の機関へのリンク(全20省庁)、英語のページ(全20省庁)、電子メール・アドレス(全20省庁)、である。

全省庁が用意している「他の機関へのリンク」にはそれぞれの省庁で充実度が 違うが、関連特殊法人も含めてリンクを用意しているところが多い。

英語のページについては、日本語のページほど充実していない場合がほとんど だが、1997年6月には持っていなかった法務省と警察庁も持つようになった。

	表 6 日本の政府ホームページの内容(1998年5月)									
	新着情報	報道 発表	検索 機能	データ	その他 の機関 へのリ ンク	英語の ページ	許認可 情報*	審議会情報	電子 メール	電子版白書
首相官邸										
外務省										
大蔵省										
通商産業省										
郵政省										
運輸省										
厚生省										
農林水産省										
法務省										
労働省										
文部省										
建設省										
自治省										
環境庁										
科学技術庁										
経済企画庁										
防衛庁										
国土庁										
警察庁										
総務庁										

注:この表は1997年6月現在。*許認可情報には、調達情報、ファンディング情報を含む。 は関連するページがあるものの内容が不十分であることを示す。 は、独自の検索システムではなく、総合案内クリアリング・システムへのリンクを用意。" は、独自の検索システムではなく、総合案内クリアリング・システムへのリンクを用意。" は、独自の検索システムではなく、総合案内クリアリング・システムhttp://www.clearing.admix.ne.jp/>

同様に、電子メール・アドレスも法務省と警察庁で用意され、全省庁で対応している。単なるアドレスだけではなくフォームと呼ばれる書き込み欄を用意しているところも多い。こうした機能を拡張して、どのようなメッセージが寄せられているかが分かるような掲示板システムを作れないだろうか。それとも載せるには値しないメッセージしか来ないか、全くメッセージが来ないという状況なのだろうか。

白書については、依然として全文掲載ではなく、要約の場合が多いが、法務省、 科学技術庁、警察庁のホームページで追加された。

ホームページによる解説によると、「行政情報の総合案内サービスでは、各省庁が提供している行政情報を国民の皆様に有効に活用していただくため、入手したい行政情報の所在を簡単に知ることができる総合的な検索サービスを提供して」いるという⁶。

ここには二つのサービスがある。クリアリング検索サービスとホームページ検索サービスである。それぞれについての説明をホームページから引用しよう⁷。

1.クリアリング検索サービス

各省庁が提供している行政情報を総合的に検索するためのサービスです。このサービスでは、入手したい行政情報について、任意のキーワードを指定すると、該当する行政情報の名称、概要、作成省庁などを画面に表示します。本サービスは、各省庁の行政情報クリアリング(所在案内)システムの整備運用に合わせ、運用開始します。

2.ホームページ検索サービス

各省庁がホームページに掲載している行政情報を総合的に検索するためのサービスです。このサービスでは、入手したい行政情報について、任意のキーワードを指定すると、該当する行政情報の索引情報が画面に表示されます。この索引情報から該当する行政情報が掲載されているホームページに簡単にアクセスすることができます。

1998年5月10日現在、クリアリング検索サービスは各省庁においてシステム整備中のため稼働していないが、ホームページ検索サービスは、次の各省庁のホームページに掲載している情報を蓄積しており、検索できるようになっている(しかし、試行運用中のため運用を停止するときがあるようである)。

首相官邸、総理府、公正取引委員会、警察庁、総務庁、総務庁 統計局、 北海道開発庁、防衛庁、 経済企画庁、科学技術庁、環境庁、沖縄開発庁、国土庁、 法務省、外務省、大蔵省、国税庁、文部省、文化庁、厚生省、農林水産省、 通商産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、運輸省、海上保安庁、気象庁、郵政省、労働省、建設省、建設省(ITS関連)、自治省、消防庁、内閣法制局

米国ではすでにGILS(Government Information Locator Service)という、ホームページの省庁横断検索システムができているがhttp://www.usgs.gov/gils、この行政情報の総合案内サービスはそれに相応する試みであり、いち早い本格運用が望まれる。また、各省庁のホームページからのリンクも整備すべきである。

⁶ 総務庁「行政情報の総合案内サービスの概要」(1998年5月10日)

⁷ 前注参照。

3.4 1998年5月の米国の連邦各省のホームページ

表7は米国の主要な連邦各省について調査した結果である。

一般的に、米国連邦各省のホームページは非常に凝った作りになっていることが多い。デザインにも多くの投資をしているようであり、個性を競っている感がある。商務省のホームページhttp://www.doc.gov/ は建物と長官の写真をはじめに載せるという伝統を持っているが、しばしば大幅にリニューアルする省もある。プラグイン(Plug-In)ソフトを必要とするホームページはなかったが、JAVA ScriptやCGIなど、ユーザーの側で特別な負担のない機能拡張は随所で見られた。

連邦政府のホームページでは、必ずしも「新着情報(What's New)」と「報道発表(Press Release)」が区別されていないため、新着情報の項目に空欄が多くなっている。「トピックス」としてまとめられている場合も、項目毎に掲載・発表の日付がついていることが多い。

統計データ、許認可情報の掲載率は低くとどまっている。商務省のページは、 その所轄の性質上、統計データや許認可についての情報が見られる。例えば、暗 号製品の輸出規制に関する情報などが見られた。

電子メール、検索機能、その他の機関へのリンクについてはほぼ例外なく整っていた。検索機能についてもそれぞれ工夫されており、アルファベット順のテキストの目次と併用して目的とする情報へ速くたどり着けるようにしてある場合もある。

FOIAについてもほとんどの省で記述が見られた。FOIAのホームページでは、FOIAに基づく情報公開請求の仕方や、情報公開に関するデータもあった。例えば、エネルギー省では1995年度までの請求受け付け状況に関するデータをグラフなどで公開しているhttp://apollo.osti.gov/osti/opennet/document/foia/foia.html。また、各省で頻繁に請求される文書については電子閲覧室(Electronic Reading Room)と呼ばれるホームページでHTMLファイルあるいはPDFファイルによって公開されている。

GPRAについても同様で、各省のホームページの戦略計画(Strategic Plan)と題するホームページで言及されている。例えば国務省では、「Plans, Resources, and Reorganization」と題するホームページで予算に関する情報などとともにまとめて掲載されているhttp://www.state.gov/www/budget/index.html。こうした情報を見ることによって国民は各省庁が何をやろうとしているかすぐに分かるようになっている。

表7 米国の連邦省庁のホームページの内容(1998年5月)									
	新着情報	報道 発表	検索 機能	データ	その他 の機関 へのリ ンク	許認可 情報*	FOIA ページ	GPRA 計画書	電子 メール
ホワイトハウス									
国務省									
財務省									
商務省									
運輸省									
厚生省									
農務省									
司法省									
労働省									
教育省									
エネルギー省									
住宅都市開発省									
内務省									
退役軍人省									
国防総省									

注:この表は1998年5月現在。*許認可情報には、調達情報、ファンディング情報を含む。 は関連するページがあるものの内容が不十分であることを示す。

4 行政ホームページの課題

これまで日米の行政ホームページの数量的な推移と内容について見てきたわけだが、その中からいくつかの行政ホームページの課題が見えてくる。結論として、特に日本の行政ホームページを念頭に置き、以下の10点を提示したい。そのうち半分は形式面について、半分は内容面についてである。

まず形式面については以下の5点である。

1)検索機能を付ける

目的の情報にすぐにたどり着けるようにするため、最初のページですぐ分かる ところに検索機能を付けるべきである。検索することによって、目的とする情 報がそこにあるかどうかがすぐに分かるだけでも重要な意義がある。日本の省 庁では各省庁が検索機能をつけているわけではないが、省庁横断的な「行政情報の総合案内」システムhttp://www.clearing.admix.ne.jp/が構築された。これにより、必要な情報がどこにあるか簡単に分かるようになり、大きな前進である。

2) 読み込み時間を短くするためグラフィックを多用しない

行政のホームページを見る人は漫然と見るのではなく、特定の情報を求めて見に来る場合が多い。その際、ホームページの読み込みに、必要以上に時間がかかるのは不便である。例えば、米国の住宅都市開発省のホームページは、デザイン的には優れているが、読み込むのに非常に時間がかかり、ユーザー側に負担をかけている。日本の国土庁のホームページは、それぞれが小さいながらも多くのグラフィックを用いているので、時間切れエラーが起きて全部を読み込めなくなる場合がある。"

3) テキストだけの索引ページを作る

4) プラグインを使わない

ブラウザの機能を拡張するためのプラグイン(Plug-In)ソフトウェアがあるが、あらゆる人々のアクセスを想定するべき行政のホームページにはふさわしくない。日本の法務省の最初のページhttp://www.moj.go.jp/ は、ショックウェーブ (Shockwave) といわれるプラグインがなければ正常に表示されなくなっているが、ユーザーのことを考えていないと言わざるを得ない。

5)他の機関、有用なホームページへのリンクを整備する

ホームページのダイナミックさはそのハイパーリンクにある。日米各省庁のホームページでは外部の機関へのリンクはほぼ例外なく用意されていたが、有用なホームページへのリンクは奨励されるべきである。行政のホームページからのリンクがあることによって、そのホームページの信頼度が上がるという効果もある(もちろん行政側でのチェックが重要である)。また、リンクによって外部の機関のホームページへ移動する場合に、その旨のメッセージを出すのも親切であろう。例えば、ホワイトハウスの内閣のホームページhttp://www.whitehouse.gov/WH/Cabinet/html/cabinet_links.html から、リンクしている各省のホームページへ移動する際には、図 7のようなメッセージが出てから、自動で転送されていく。これによってユーザーはホワイトハウスのホームページを出て、他の機関(ここでは財務省)へと行くことが理解できる。



図7 ホワイトハウスのホームページ移動メッセージ(ホワイトハウスから財務省へ)

そして、内容面については、以下の5点である。

1) 最新情報、報道発表を整理し、頻繁に更新する

これは言うまでもないことだが、ホームページが常に最新版であるということを示しておかねばならない。報道発表が行われてから数日してホームページに 掲載されるようではインターネットを使う意味がない。

2) 所轄の法案の解説、審議状況の説明を載せる

米国ではこうした情報を議会のホームページ<http://thomas.loc.gov/>で提供しているが、日本では省庁が提供する方がより詳しいものになるのが現実であるう。所轄の法案の詳しい解説、そして現在その法案が、委員会や本会議など法案成立過程のどこにあって、どのような状態にあるかを克明に知らせるべきではないだろうか。もちろんこうした情報は衆参両院のホームページでも行われるべきである。

3) ホームページに掲載されていない情報へのアクセスの仕方を載せる

ホームページには何らかの事情で掲載できない情報についても、アクセスの仕方を明示すべきである。例えば、大蔵省のホームページ<http://www.mof.go.jp/kankoubutu.htm>では、政府刊行物センターなどで入手可能な出版物についての情報が載せられている。

4) 白書や統計などの資料を掲載する

紙媒体の白書はそれ自体、重要なものであるが、その中の情報やデータを引用したいという場合、いちいちコンピュータに入力し直さなければならない。しかし、こうした情報やデータが電子媒体で行政のホームページから入手可能になれば便利である。現在のところ、白書の全文をホームページ載せているところはほとんどないようだが、検討されていいだろう。

5) FAQを用意する

これは日本の省庁のホームページにはあまり見られないが、米国の各省のホームページではときどき見られる。よく出される質問(Frequently Asked Questions)をあらかじめ用意しておくことで、行政側の応答コストも下がることだろう。これは行政側に送られてきた電子メール等の整理を通じて可能ではないだろうか。

さらなる課題もある。行政のホームページは、国民を第一の対象とすべきものであるが、ホームページの性質ゆえに、海外に対する絶好のアピールの場でもあることを忘れてはならない。そのためには日本語だけでなく、英語を中心とする外国語による情報発信も重要な課題である。外務省のホームページhttp://www.mofa.go.jp/ はそうした努力が見られるが、他の省庁においても同様の措置がとられるべきである。

また、米国の連邦各省が行いつつある情報公開制度への情報技術の応用(第三段階の行政情報化)も日本の行政ホームページでの課題であろう。日本の情報公開法は1998年3月に国会に提出され、4月末には最初の審議が行われたが、成立はまだ先になる見込みである。しかし、米国の電子情報自由法(EFOIA)が行っているように、国民の関心の高い情報についてはホームページ上で率先して公開するということがあってもいいだろう⁸。

今回は言及しなかったが、政府情報化という場合、立法、司法、あるいは地方 自治体に関する政府機関の情報化も重要である。米国では、議会が法案の審議プロセスについて詳細な情報を提供している
ことでも衆参両院のホームページが開設された。司法に関しても日米それぞれの最高裁判所のホームページが用意されている。

地方自治体の情報化でも米国は進んでいる。州の権限が強いこともあり、連邦で対処する必要のないものは全て州に任されているため、住民に密着した情報は州あるいは地方自治体のホームページで公開されている。しかし、日本の地方自治体はすでに情報公開条例を持ちながらも、別の要素によってホームページでの情報公開が制限されているという。つまり、多くの地方自治体で、コンピュータは外部にオープンなネットワークに接続してはいけないとする条例があるため、

⁸ 行政情報の公開とはやや異なるが、企業の情報公開という点でも米国の取り組み は参考になる。米国証券取引委員会(SEC)の企業情報データベースであるエドガー (EDGAR)のホームページhttmでは、企業の決算や財務状況など詳細なデータが公開されており、利用者の使いやすさへの配慮が見られる。なお日本でも大蔵省、東京証券取引所で日本版エドガーを念頭に置いた検討が行われている。

外部向けの情報発信ができないのである⁹。セキュリティに対する配慮を十分にした上で、早急な措置が必要であろう。

以上、日米の行政ホームページを比較しながら、行政ホームページの課題を検討してきたが、何よりも必要なのは、予算と人員をつけることである。霞ヶ関での情報技術に対する関心は総務庁を中心に高まりつつある。その際、省庁間の調整も重要な要素であろう。行政改革の一環として、コスト削減に寄与する情報技術の利用を促進していくべきである。

土屋 大洋 (つちや・もとひろ) 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 研究・教育部

 $^{^9}$ 東京都ではインターネットやパソコン通信を使って都政情報の提供を試験運用していたが、本格運用が始まったのは今年(1998年)の3月17日からであるhttp://www.metro.tokyo.jp。また、東京23区のホームページを探しても、公式ページを持っていない区が多い。